

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 42

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

## ☆押し買いにご注意！

10月中旬、稚内市内の女性宅に、「宝石を買取らせて欲しいので、宝石を見せてください」と30歳代の男が訪問し、女性が宝石を見せると「これは安物なので、安価で買取らせてもらいたい」と言い、女性が断ると、男は悪態をつきながら立ち去る押し買い容疑の事案が発生しました。

来訪者が来た場合には、まずはドア越しで対応し、押し買い容疑やしつこく帰らない場合には、警察に通報しましょう！  
(情報提供元：稚内警察署)

## ☆訴訟に関する架空請求詐欺にご注意！

9月上旬、稚内市内の住宅に、実在しない会社「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」から「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「連絡が無い場合には、給料や財産を差し押さえる。」と記載されたハガキが届きました。

実在しない会社は、「訴訟・最終告知・差し押さえ」などの言葉を使って、当事者の不安をあおり、お金をだまし取ろうとします。

訴訟に関して身に覚えのない請求が来たら詐欺の可能性があるので、実在しない会社には、一切連絡しないで、警察や家族、または稚内市消費者センターに相談しましょう！

(情報提供元：稚内警察署)

## ☆「改正特定商取引法」が施行されます！

昨年6月に交付された「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」が、平成29年12月1日に施行され、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象とした、事業者による不公平な勧誘行為等の取締り等が強化されます。また、「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」も同時に施行され、平成28年改正特定商取引法を踏まえ、業務禁止命令の対象となる使用人の範囲を定めるとともに、美容医療契約を特定継続的役務提供の対象に追加されます。

(情報提供元：消費者庁)

## 相談事例(稚内市消費者センター)

### ●スマートフォンによる「不当請求」と思われるケース

#### 【 相 談 内 容 】

スマートフォンのSMSに「有料サイトの未納金が発生している。再三の請求にも応じないため、電子消費者契約法に基づく法的手続きに着手する。〇〇法律事務所 ☎××-××××-××××」と記載されたメッセージが届いた。

相談者は、有料サイトを利用した覚えはないが、スマートフォンの操作中にどこかに触れてしまい、利用履歴として残ったのかもしれないという不安がある。以前にも同様のメールが4～5回届いたが、身に覚えがないので無視していた。対処法を知りたい。



ちょっと待って!  
そんな時は  
稚内市消費者センターに  
ご相談ください。



#### 【 対 処 ・ 結 果 】

有料動画サイトを利用した覚えがないのであれば、これまでと同じように無視することが賢明である。記載されている電話番号に電話を架けることによって、個人情報を読み出された上に不当な請求をされる可能性があるため、絶対架電しないこと。法律事務所名や電子消費者契約法などを記載して、メールを受信した人の不安をあおるねらいがあると考えられる。万が一、裁判所から書面が届いた場合には、至急センターへ相談するよう付言した。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

#### ☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】11月12日 ・ 12月10日 ・ H30年1月14日

○相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は、1人25分間)

○事前に申込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

☆稚内市くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413